第16回米沢卸売団地まつり出店における火気取扱いについて

平成25年8月15日に、京都府福知山市花火大会におきまして、露天火災が発生し多くの死傷者を出す事件がございました。

この事件を受けまして、委員会において出店について検討いたしました結果、出店者各自による発電機及びガソリンの持ち込みを固くお断りさせていただきたくお願いいたします。また、消防法施行令等の一部改正に伴い、置賜広域行政事務組合火災予防条例の一部が改正となり、液体・個体・気体燃料を使用する器具またはホットプレート等の熱源を発生させる器具を使用する場合は、消火器を設置することが義務付けとなっておりますので必ず持参し設置をお願いいたします。

プロパンガスボンベをご使用になられる方は、下記の取扱いについてを十分ご理解いただき、厳重な管理のもとご使用いただきたくお願いいたします。

なお、電源をご利用になられる場合は実行委員会にてご用意いたします。事前の予約が必要となりますので、出店申込書へ必ずご記入ください。また、やむを得ない理由によりガソリン等の持ち込みが必要な場合、事務局において要相談とさせていただきますので必ずご連絡くださいますようお願いいたします。

《プロパンガスボンベの取扱いについて》

1　屋外で使用する場合は、強風や煮こぼれ等でガスの火が消えることがあります。
2　ボンベは転倒防止のため、平らな場所に置くようにしてください。
　また、火気から２m以上離して置くようにしてください。
3　ゴムホースのヒビ割れ、留め具等を点検し、しっかりと取り付けましょう。

昨年の第15回米沢卸売団地まつりでは、消防署による当日検査の際に各店舗様の消火器の設置不足やゴムホースの整備不足について指導されているところが多々ございました。

上記内容を確認頂きまして、団地まつりの運営に何卒ご協力くださいますようお願いいたします。

第16回米沢卸売団地まつり実行委員会